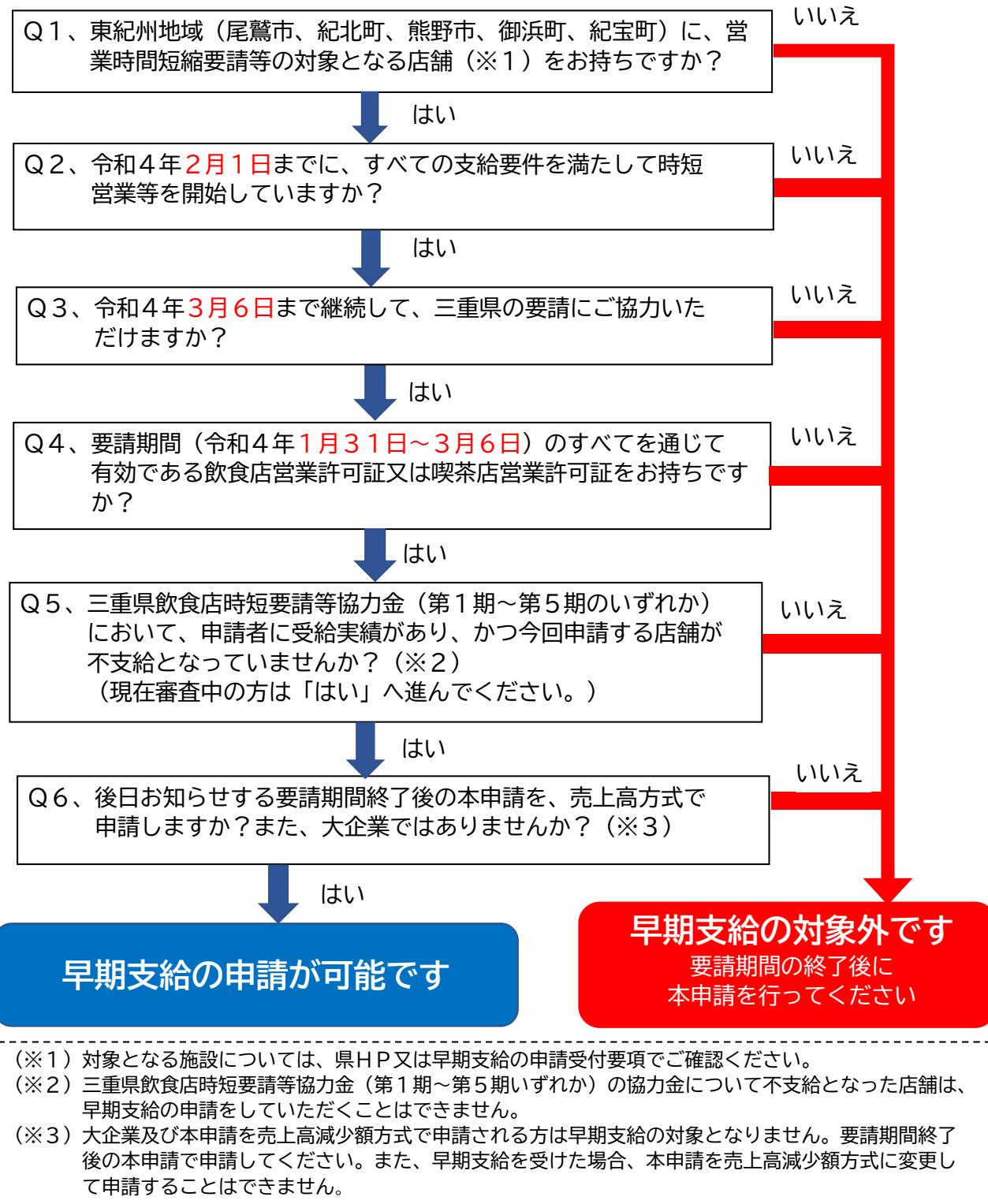


## 三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）早期支給対象者確認フローチャート 【東紀州地域版（尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町）】



- ◆早期支給は、協力金の一部を早期にお支払いする制度であり、残額については、要請期間終了後の「本申請」をしていただき、審査のちにお支払いします。本申請の審査にて、協力金支給対象でないことが判明した場合は、早期支給済みの協力金全額を返還していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆本申請がないと、協力金の申請を辞退したものとみなされ、残額をお支払いできないだけでなく、早期支給済みの協力金全額を返還していただくことになりますので、必ず本申請を行ってください。
- ◆早期支給の申請を行わず、要請期間終了後の本申請により、協力金総額を一括して請求することも可能です。